

通達甲（地. 通. 計2）第2号

平成22年5月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

警視庁通信指令技能検定規程の運用について

このたび、警視庁通信指令技能検定規程（平成22年5月28日訓令甲第20号）が制定され、平成22年6月1日から施行されることとなったので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

初動警察活動における通信指令業務の重要性にかんがみ、通信指令業務についての適性を有する職員を組織的に把握し、かつ、通信指令業務に従事する職員の専門的知識及び技能の向上を図るため、通信指令技能検定制度が設けられたものである。

第2 運用上の留意事項

1 委員会の設置（第2条関係）

委員会は、実施日時、実施場所、受検人員等を勘案して、各級位の検定ごとに実施計画を策定するものとする。

2 検定の級位（第3条関係）

- (1) 検定の受検資格を有する者は、警部補以下の階級にある職員であり、かつ、各級位に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしている者とする。
 - (ア) 初級検定 無級の者であること。
 - (イ) 中級検定 初級の合格者であること。
 - (ウ) 上級検定 中級の合格者であり、かつ、所属長が推薦した者であること。ただし、上級（110番受理）検定の場合は、通信指令本部において通信指令業務の勤務経歴を有する者でなければならない。
- (2) 上級（無線指令）検定及び上級（110番受理）検定は、同時に受検することができるものとする。

3 検定の方法（第5条関係）

- (1) 委員長は、初級検定又は中級検定を行う場合は、あらかじめ検定級位、実施日時、実施場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。
- (2) 前（１）の通知を受けた所属長は、検定の受検を奨励するとともに、受検希望者を調査して、委員長（通信指令本部指令計画第二係経由。以下同じ。）に報告するものとする。
- (3) 所属長は、所属職員のうち、上級検定の受検者として推薦するものがある場合は、別記様式の「警視庁通信指令技能検定（上級）推薦書」により、委員長に報告するものとする。
- (4) 委員長は、前（３）の報告を受けた場合は、その都度、上級検定を行うものとする。
- (5) 各級位の検定内容及び合格基準は、別表のとおりとする。
- (6) 初級検定は、警視庁教養規程（平成14年3月26日訓令甲第9号）第9条第1号に規定する教養を受けるため警察学校に入校中の職員に対して行うものとする。

4 合格証書の授与（第6条関係）

- (1) 委員長は、検定の合格者を決定した場合は、当該合格者の所属長に、合格者の氏名、検定合格級位及び合格年月日を通知するとともに、検定合格者に対する合格証書を送付するものとする。
- (2) 前（１）の合格証書の送付を受けた所属長は、速やかに検定の合格者にこれを交付するものとする。
- (3) 通信指令本部長は、検定の合格者が決定された場合は、合格者の所属、氏名、検定合格級位及び合格年月日を人事情報管理システムに登録するものとし、検定合格者の名簿を備え付け、合格者の適正な人事管理に努めるものとする。

別表

検定の内容及び合格基準

級位	方法	内 容	問題数	試験時間	合格点
初級	学科試験	1 無線通話の基本的事項 2 無線通話の留意事項 3 緊急通報システム 4 事件事故の報告要領 5 通話感度及び明瞭 ^{りょう} 度 6 警察無線通話使用の略語 7 和文及び欧文通話表 8 署活系無線機の緊急発信機能に関する知識 9 携帯端末システムに係る携帯端末（スマートフォン）の取扱要領 10 緊急配備に係る訓令、通達等に関する知識	40問	40分	40点 満点中 28点 以上
	認定講習	1 講義 (1) 110番通報及び緊急配備等の実施状況 (2) 無線通話の基本的事項 (3) 無線通話の留意事項 (4) 事件事故の報告要領 2 無線通話訓練		160分	
中級	学科試験	1 リモコン指揮の重要性、任務、具体的指揮要領及び留意事項 2 無線通話の基本的事項 3 無線通話の留意事項 4 緊急通報システム 5 事件事故の報告要領 6 逃走車両に対する追跡の判断基準 7 重要事件指令のポイント 8 受傷事故防止指令のポイント	30問	40分	35点 満点中 27点 以上

級	験	9 110番情報を検索する機能の活用方法 10 110番処理簿の記載要領 11 通信指令業務に係る訓令、通達等に関する知識			
	技能試験	1 メリット交信 2 基幹系無線報告 (1) 移動局からの報告 (2) D配備発令要請 (3) 事件事故発生時における情報の収集及び調査下命 (4) 110番通報の処理結果報告(総括)		10分 程 度	100 点満点 中80 点以上
上級 (無線指令)	書面審査	警視庁通信指令技能検定(上級)推薦書に基づき、次に掲げる項目について審査する。 1 平素の勤務成績 2 通信指令本部員としての勤務実績 3 通信指令業務に関する高度な知識及び技能			
	技能試験	1 複数の移動局及び基地局の統制 2 緊急配備等発令の要否に係る情報の収集及び調査下命		10分 程 度	100 点満点 中80 点以上
	論文試験	1 通信指令業務の重要性 2 初動警察活動における無線指令に関する留意事項 3 無線指令に関する指導教養方策		60分	
	面接試験	1 無線指令に関する指導者としての適格性を判断するための事項 2 初動警察活動における無線指令に関する留意事項 3 通信指令業務を担う人材の育成方策			
上	書	警視庁通信指令技能検定(上級)推薦書に基づき、次に掲げる項目について審査する。			

級 （ 110 番 受 理 ）	面 審 査	1 平素の勤務成績 2 通信指令本部員としての勤務実績 3 通信指令業務に関する高度な知識及び技能			
	技 能 試 験	1 重要事件、突発事故等発生時における事案概要の聴取 2 通信指令端末の操作		10分 程 度	100 点 満 点 中 80 点 以上
	論 文 試 験	1 通信指令業務の重要性 2 110番通報の受理に関する留意事項 3 110番通報の受理に関する指導教養方策		60分	
	面 接 試 験	1 110番通報の受理に関する指導者としての適格性を判断するための事項 2 110番通報の受理に関する留意事項 3 通信指令業務を担う人材の育成方策			
備 考	上級（無線指令）検定及び上級（110番受理）検定を同時に受検する場合は、論文試験及び面接試験をそれぞれ統合して、実施するものとする。				

別記様式

報告（ . ）第 号
年 月 日

地 域 部 長 殿

長

警視庁通信指令技能検定（上級）推薦書

種 別	
所 属	
係 名	
階 級	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
職 員 番 号	
現所属着任年月日	年 月 日
中 級 取 得 年 月 日	年 月 日
通 本 通 算 勤 務 年 数	年 箇月
所 属 長 意 見 (推薦理由等を簡記)	1 人物評価 2 技術評価

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。